

もだま通信 No. 34



新しい年を迎えて

理事 木村 幸代

年始にあたり、今年が皆様にとって素敵な一年となりますよう心からお祈り申し上げます。昨年中は「もだま」に様々なご支援・ご協力をいただきましてありがとうございます。おかげさまで湖南4市の成年後見制度利用促進事業の委託を受け、皆様との連携を通じたネットワークの広がりを実感しています。

また、制度の普及や啓発を目的として実施しています出前講座や研修会には、会員様を始め地域で福祉活動に携わっておられる多くの方々にご参加をいただき、この制度を身近なものとして知っていただけることを大変嬉しく思っています。

これからますます高齢化が進み、判断能力の不十分さから生活のしづらさを感じる高齢者や、家族の支援が困難となる障害者の増加が予想され、成年後見制度の必要性がさらに高まってくるものと思われます。

「もだま」にお寄せいただく相談件数は年々増加し、今年度は相談員を1名増員し対応をしているところですが、相談内容の多様化もあり相談員数の充実が緊急かつ重要な課題となっています。

これからも「もだま」は皆様からお寄せいただく期待と信頼、そして求められる役割にお応えするため、関係機関の方々などのお力添えをいただきながら、誰もが認知症になっても、障害があっても「自分らしく生きる」ためのお手伝いができるよう、さらなる一歩を進めてまいりたいと思っています。

今後とも温かいご支援をどうぞよろしくお願い申し上げます。





「高齢者・障害者 なんでも相談会」を 開催しました！

去る12月6日（土）草津市役所さわやか保健センターにて、滋賀県社会福祉協議会権利擁護センターとの共催で「なんでも相談会」を開催しました。

この相談会の特徴は、高齢者や障害者が、消費者被害やトラブル、債務、相続、就労、年金、介護などの悩みや心配事、不安などなんでも相談いただける場で、弁護士などの司法職と福祉の専門職が同時に相談をお受けするものです。相談は無料、予約なし、時間制限なしで、いろんな複合的な問題をワンストップで相談でき、納得するまで多職種からの助言が受けられるというメリットがあります。

当日、相談会場では13室の相談室を確保し、相談員には、弁護士、司法書士、社会保険労務士、社会福祉士、精神保健福祉士の他、社協、行政職員など60名の協力をいただきスタンバイしました。

このような相談会は、大津市や湖南市、甲賀市などですでに取り組みされていますが、湖南圏域では初めての開催です。予約制でないために、果たしてどれくらいの方が来られるか配でしたが、相談会開始前から来場者があり、予想以上の25組のご相談がありました。来場者から「大変よかった」、「少し先に光が見えた様に思う」と好評でした。また、スタッフからは、「多職種と一緒に、どんな相談でも受けられるという安心感がある」、「相談者に満足していただけよかった。今後も必要な相談会だと感じた」などの感想が寄せられました。

新規事業として取り組んだ相談会でしたが、次年度以降も継続、定着化をめざし、地域で暮らす高齢者、障害者の権利擁護に関する問題に対応するための仕組みづくりを模索していきたいと考えています。

最後に、ご協力いただきました多くの団体、事業所、社会福祉協議会、行政の皆様方々本当にありがとうございました。



相談会会

相談室



相談員控室の様子



★研修会・出前講座★

～野洲市生きがいつくりの会～

野洲市生きがいつくりの会は、生きがいと健康づくりを目的に、おおむね60歳以上の高齢者が趣味活動を行う自主活動サークルで、18の団体に運営されています。

去る11月27日に、「認知症と成年後見制度について」の研修会を開催され、野洲市地域包括支援センターともだちが講師をさせていただきました。

最初に、地域包括支援センター保健師さんより、認知症の理解、予防、認知症の方の接し方などのお話があり、「大切な人が認知症になっても、優しく安心できる関わり方が大切」であることを学ばれました。

この後、もだちより適切な判断がしにくい認知症高齢者や障害がある方は、消費生活被害や虐待などの権利侵害に遭うことが多く、そのために成年後見制度の利用が必要であることや、制度の基本的な説明と後見支援の事例を通して制度の理解を深めていただきました。当日は、大変お元気な会員さん約60名が熱心に聞き入ってくださり、「認知症は他人事ではなく身近な問題であるため、参加してよかった」などの感想をいただきました。

認知症ってどんな病気？

1. 誰にでもおこる病気です。
2. だんだん進行していきます。
3. 歳のせいではなく病気です。



「お薬」以上に大切なこと

それは、

まわりの方の
接し方です

※保健師さんのワンポイント
アドバイスより抜粋

権利擁護支援フォーラム in さかい

去る平成26年12月14日、堺市総合福祉会館に於いて「生活困窮者支援と権利擁護」をテーマに権利擁護支援フォーラム in さかいが開催されました。

初めに厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室熊木室長より、平成27年4月1日から施行になる「生活困窮者自立支援法の動向と課題」をテーマに法の趣旨や課題・考え方の説明があり、自治体・支援者は対象者に寄り添うだけでなく、時には伴走して支えるなど、新しい生活困窮者支援の仕組み作りをしていく必要性について話されました。

基調講演では大阪市立大学大学院岩間教授より「生活困窮者支援と権利擁護」～地域に「支え合いのかたち」を創造する～をテーマに、法施行後の方向性として4・5年先を見据えた制度の仕組み作り、地域での役割、権利擁護を各人の現状に基づき推進していく重要性などについて講演されました。

最後のパネルディスカッションでは、パネリストに東大阪成年後見支援センター北事務局長、芦屋市福祉部地域福祉課細井課長、堺市社会福祉協議会地域福祉課所課長、全国権利擁護支援ネットワーク上田事務局長が登壇され、各々テーマに基づき報告がありました。

すでに平成26年度からモデル事業で取り組まれている自治体はありますが、法や制度に対象者を合わせるのではなく、行政・専門職支援者・地域支援者が密に連携を取り、それぞれの個人に合った支援をしていかなければならないと大いに感じました。

後見活動日誌

Sさん(80歳代)は面会に行くといつも笑顔で挨拶してくれます。そして帰るときには「もう帰るの?」と寂しそうにされます。しかし、以前は引きこもりがちで支援者に対していつも不満げな態度をとり、笑顔も見られない方でした。

Sさんは両親や兄弟を亡くされ天涯孤独です。阪神淡路大震災に遭い、避難所で知り合った方とご縁があって、滋賀県へ来られました。知らない土地での生活で、唯一その方が頼りでしたが、一年前に「病気になるれお別れとなりました。Sさん自身も高齢で、身の周りのことができなくなり、毎日同じ服装で、近所のコンビニでおでんとおにぎりを買いに行かれ、心配した店員さんが市に通報され、地域包括支援センターの支援につながりました。

その後、一人暮らしの不安が大きくなり在宅が困難となったことから、ご本人と話し合い介護老人保健施設へ入所されることになりました。

入所後しばらくは慣れない環境のためか、「神戸に帰りたい」と訴えられたり、元気がなく心配でしたが、徐々にお友達もでき笑顔を見せてくださるようになった頃、体調不良で入院となり、退院後は再び同じ施設に戻るようになりました。再入所時にSさんは「ずっとこの施設にいたい」と話されました。入所期間が決まっており、ずっといられないことを説明すると、悲しそうにされましたが、お部屋に入ると、同室の方が「お帰り、元気がなった?」と声掛けしてください、Sさんはとても嬉しそうでした。Sさんの笑顔を見ると、施設の中で人と関わる楽しさや居心地の良さを知り、その気持ちが「ずっとここにいたい」という言葉に込められていたように感じました。入所をされた方の中には帰宅願望が強い方もおられますが、Sさんにとっての施設は新たな生活の場であり、安心して暮らせる「ご本人のお家」となっているのではないのでしょうか。

今後、Sさんが今と変わりなく安心して穏やかに過ごせる居場所を一緒に考え、探していきたいと思えます。



トピックス

理事会を開催しました!

去る11/29(土)「平成26年度第2回理事会」を開催し、規程類の制定(出張旅費規程)について審議いただきました。

草津市民ふれあい秋まつり(10/18)

もりやま市民活動屋台村(11/22,23)

啓発活動の一環として、パネル展示に参加させていただきました。



★ 会員募集 ★

「もだま」の活動趣旨にご賛同いただける方を募集をしています。個人、団体を問わず皆様の入会を心よりお待ちしております。

●正会員年会費●

個人1口 3,000円
団体1口 10,000円

●賛助会員年会費●

個人1口 2,000円
団体1口 5,000円



※ご入会・ご支援の申込みは、所定の振込用紙がありますので事務局までご連絡下さい。